

第4次産業革命 人材育成推進会議(第2回)	資料5
平成29年2月3日	

# 第4次産業革命 人材育成推進会議(第2回) 厚生労働省提出資料

平成29年2月3日

厚生労働省職業能力開発局

在職者等が、厚生労働大臣指定の教育訓練講座を受講した場合、支払った経費の一部を支給する「教育訓練給付」(専門実践型)を拡充する。

(1) 助成対象講座の多様化、利便性の向上(2500講座→5000講座)

① ITなど就業者増が見込まれる分野の講座の増設

【高度情報セキュリティ資格をはじめ、IT分野等の高度・実践的スキルの修得を目標とする講座の拡充(経産省と連携)】

② 子育て女性のための「リカレント教育」の講座の増設

【子育て女性向けの職業実践性の高い短期間の講座の拡充(文科省と連携)】

③ 土日・夜間講座の増設、完全eラーニング講座の新設

【子育て女性、在職者、地方在住者等の受講機会の確保に資する講座の拡充】

(2) 受講費用に対する給付の引上げ【法律・省令】

① 支給割合を引上げ(現行4割 ⇒ 5割。資格取得等した場合は+2割。)、

② 上限額の引上げ(現行32万円 ⇒ 40万円。資格取得等した場合は+16万円。)

(3) 2回目以降に専門実践教育訓練給付を受けるために必要な期間の緩和(現行10年⇒ 3年)

※10年間の給付総額は、168万円を上限とする。

【省令】

(4) 離職後に出産、子育て等でのブランクが長くなっても受給を可能とする(現行4年⇒10年)とともに、子育て等の事由発生後1ヶ月以内とされている延長手続の見直しを実施 【省令】

(5) 専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職者に対する教育訓練支援給付金(暫定措置)の引上げ(現行 基本手当の50%⇒80%)及び暫定期間の延長(現行 平成30年度末まで⇒平成33年度末まで)

【法律】1

# 民間人材等の活用による在職者訓練を中心とした人材育成支援

平成29年度予定額 9.9億円

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)において、民間人材等を活用した在職者訓練を拡充するとともに、全国の職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)等に「生産性向上人材育成支援センター」(仮称)を設置して、在職者訓練のコーディネート等の事業主支援の充実を図ることにより、中小企業等の労働生産性向上に向けた人材育成を支援する。

## (1) 民間人材等を活用した在職者訓練の拡充

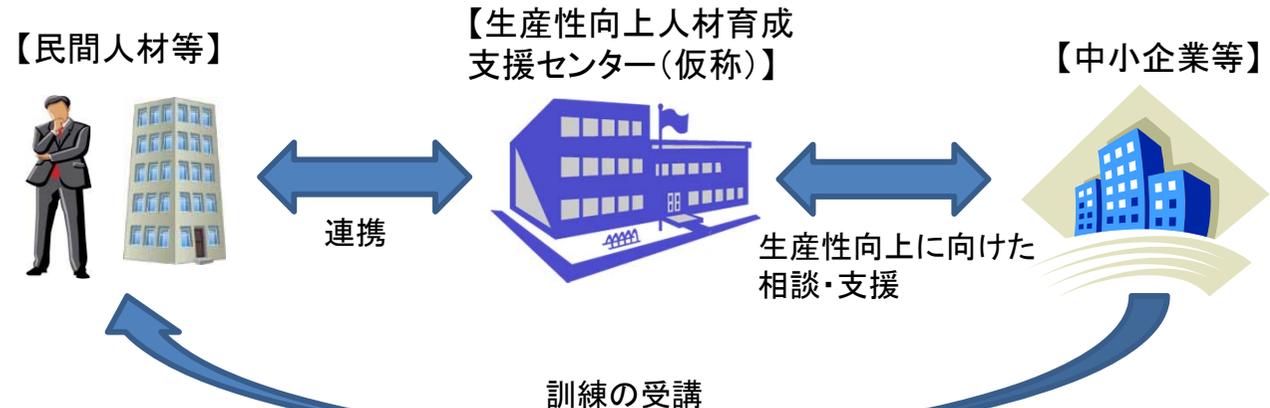
- ① 先進企業の好事例を活用したオーダーメイド型訓練の開発
- ② 民間人材等を活用した在職者訓練を積極的に実施

## (2) 事業主支援の充実

生産性向上人材育成支援センター(仮称)において、中小企業等の労働生産性向上のための総合的な支援を実施

- ① 在職者訓練のコーディネート
- ② 人材育成に係る助成金の相談対応 等

<イメージ図>



<職業訓練メニューの例>

- 新製品の開発につなげるためのマーケティング技術
- 生産性向上を目指した生産管理手法
- 生産工程における課題発見と業務改善手法
- 機械分野、電気・電子分野の技能・技術の向上

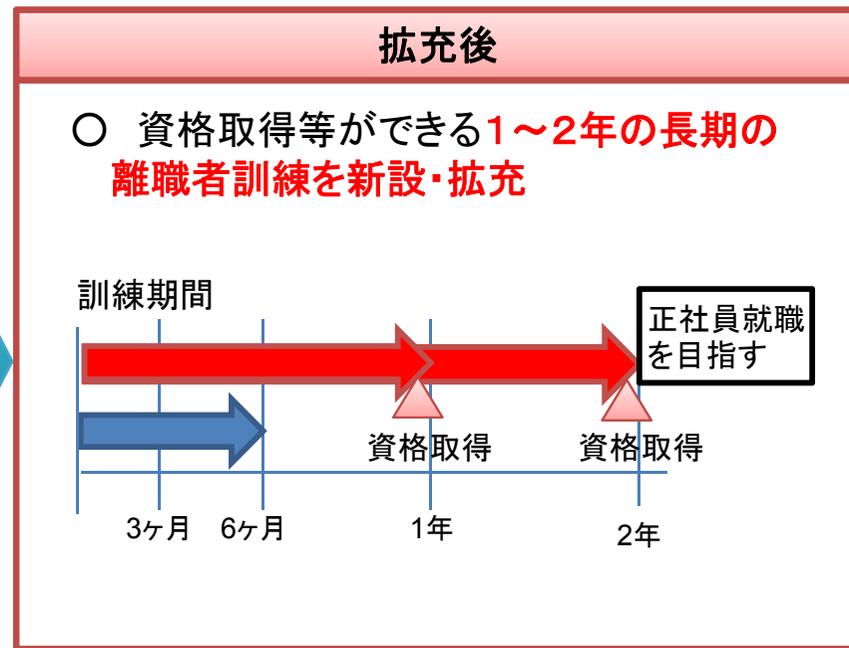
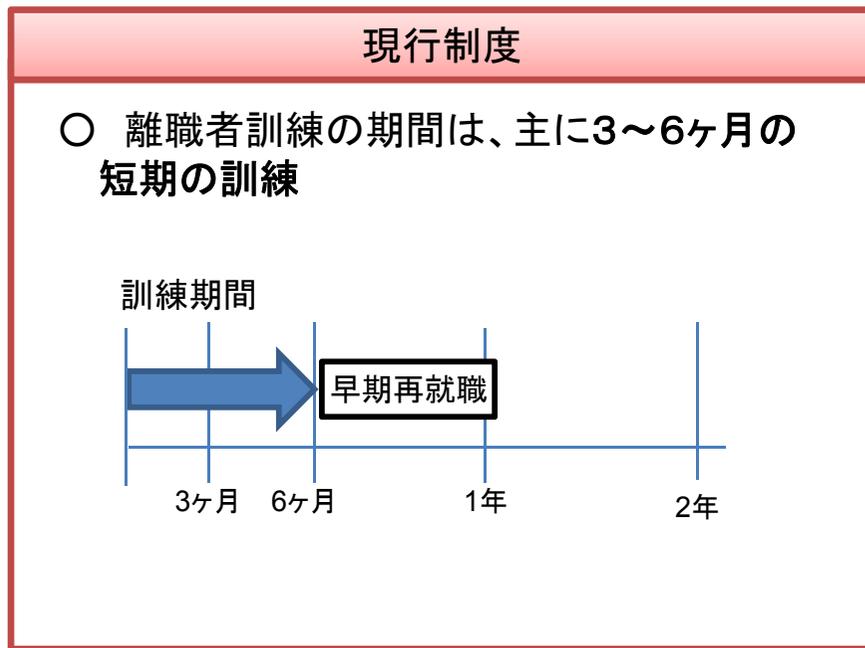


# 離職者訓練の拡充 ～非正規雇用労働者の正社員化実現コースの創設(仮称)～

平成29年度予定額 87.4億円

公共職業訓練(委託訓練)において、これまで能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースを新設・拡充し、高い可能性で正社員就職に導くことができる充実した訓練を実施する。

※対象者はハローワークに求職登録している非正規雇用労働者等。



さらに、就職後の定着指導やフォローアップの支援を行う。

コース例: 応用情報技術者、シスコ技術者認定、社会福祉士、精神保健福祉士、一級建築士、介護福祉士、保育士 など

## 出産・育児を理由とする離職後の再就職に向けた能力開発の充実

- 離職によるブランクに対応するためには、実践的な職業能力の開発への支援が必要。
- 民間教育訓練機関や学校教育機関等の多様な訓練委託先を活用し、子育て女性等のリカレント教育に資する職業訓練を実施し、早期の就職を支援する。



### ○子育て女性等のリカレント教育に資する職業訓練の実施

<想定する内容>

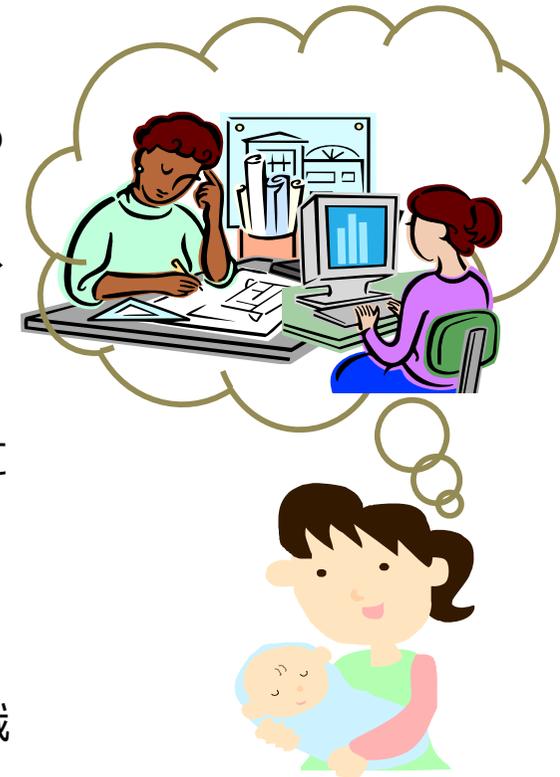
- ・ 離職した保育士や看護師の職場復帰を支援するための訓練コース
- ・ 医療事務や経理事務等への再就職を目指す方が職業スキルを習得するための訓練
- ・ 大学等におけるITリテラシー、企業会計などのビジネス現場の即戦力スキルの習得のための訓練

### ○短時間訓練コースの実施

育児等でキャリアを中断した女性の再就職を支援するため、育児等の時間に配慮し1日の訓練時間数を短く設定した短時間訓練コース（育児と職業訓練の両立が可能）の設定を推進する。

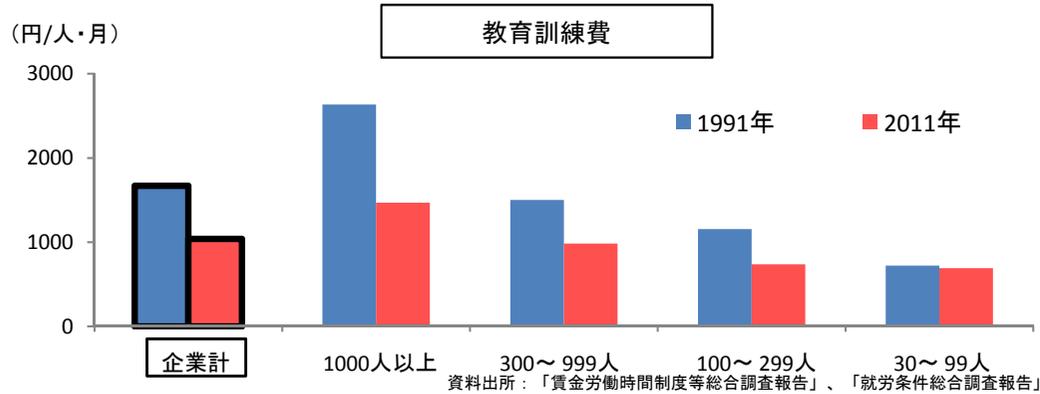
### ○託児サービスの実施

保育所に預けられない子の育児のため職業訓練を受講することが困難な求職者に対する、受講の際の託児サービスの提供を推進する。

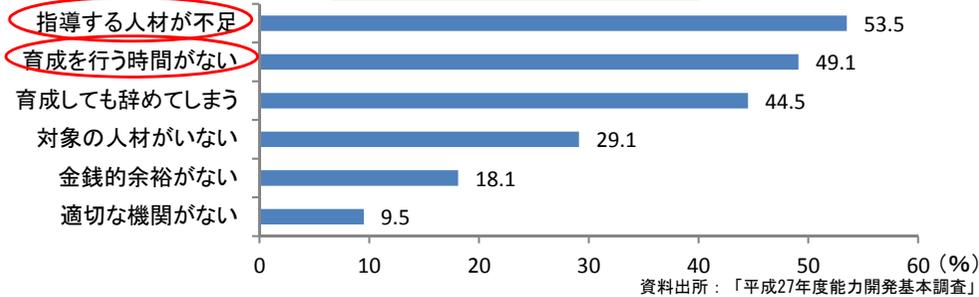


## 現状と課題

### 企業の人的資本投資の減少傾向が問題

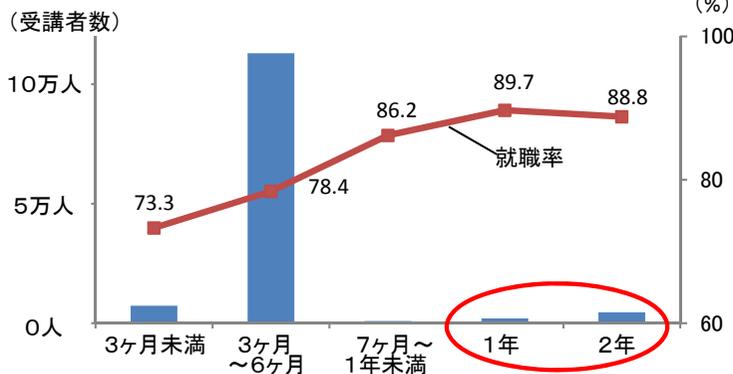


### 人材育成に関する問題点



### 再就職には長期訓練が効果的

#### 国が行う離職者訓練の期間と就職率 (H27)



#### 1、2年の受講期間を必要とする資格等の例

保育士	2年(昼間)
介護福祉士	2年(昼間)
2級建築士	2年(実務経験なしの者)
応用情報技術者	1年
高レベルの民間IT資格	1年

## 今後の対応

### ①企業による教育訓練の実施拡大

- **経営トップの意識改革**(企業)
    - 先進的な事例を収集、表彰して普及(厚生労働省) **新**
  - 中小企業の生産性向上のための従業員を対象とした**新たな訓練システム** **新**
    - 国が訓練ニーズに合わせ、先進企業の好事例を活用した**オーダーメイド型訓練**を開発
    - 職業訓練施設や**企業の現場**等で中小企業の従業員を訓練
- 「グッドキャリア企業アワード」(本年創設)

### ②個人のキャリアアップへの強力な支援

- 雇用保険で行う**「教育訓練給付」(専門実践型)の拡充**
  - (1) 助成対象講座の多様化、利便性の向上 **2500講座→5000講座**
    - ITなど就業者増が見込まれる分野の講座の増設
    - 子育て女性のための「リカレント教育」の講座の増設
    - 土日、夜間講座の増設。完全e-ラーニング講座の新設
  - (2) 出産等で離職後、子育てでのブランクが **4年以内→10年以内**  
長くなっても**受給を可能に**(「教育訓練給付」(一般型)も同様に措置)
  - (3) **給付率と上限額の引上げ**  
**給付率6割→7割** **最大3年で144万円→168万円**

### ③国による長期の離職者訓練の新設、拡充

- 資格の取得などを可能にする**1～2年の長期訓練の拡充、新設**(高レベルのIT等) **新**  
**年間0.7万人→2万人**